

生活習慣病管理料の算定開始について

令和6年度の診療報酬改定により、当院でも令和6年6月より「生活習慣病管理料」を算定することになりましたのでお知らせいたします。

厚生労働省の指針通り、下記の対象疾患を主病とする方で、従来の「特定疾患療養管理料」を算定していた方は、「生活習慣病管理料（Ⅱ）」へと移行します。

・対象となる方

高血圧症の方
脂質異常症の方
糖尿病の方

・療養計画書の作成について

病状に応じた療養計画書を作成し、初回のみご署名をいただきます。

署名に関しまして、大変ご面倒をお掛けしますが、医師あるいは看護師や事務職員がご依頼に伺いますので、ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

また、以前と比較して診察にお時間がかかる場合が想定されます。予めご了承ください。

・費用について

(例) 高血圧症で月1回の外来通院中・検査等の実施なし・処方箋交付・1割負担の場合

診療報酬項目	～令和6年5月	令和6年6月～
再診料	73点	75点
外来管理加算	52点	—
特定疾患療養管理料	147点	—
生活習慣病管理料（Ⅱ）	—	333点
処方せん料	68点	60点
特定疾患処方管理加算2	66点	—
合計点数	406点	468点
患者負担（10円未満四捨五入）	406円（410円）	468円（470円）
2割負担の場合	812円（810円）	936円（940円）
3割負担の場合	1,218円（1,220円）	1,404円（1,400円）

上記の表の通り、負担割合等によりますが、数十円～数百円程度の負担増が想定されます。

厚生労働省の指針に則り、このような変更が生じたので、ご理解のほどお願い申し上げます。